

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年8月18日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場(3階 会議室AB)

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☐ 欠席☒

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 川 脇 幸 子

署名委員 今 井 清 弘

議長 ただ今から、令和4年第8回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に川脇委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より北東1.7kmに位置する第二種農地です。位置は3条－1で示しています。

取得目的について、採草放牧地として利用するためです。

譲受人は、肉牛飼育など畜産業を営んでおり、これまで譲渡人と賃借契約を結んで既に採草放牧地として利用していましたが、この度、申請地を売買し永続的に利用するため申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は、採草放牧地ということで、良好に管理されておりまして、引き続き売買後も、利用することで、問題はございません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

それでは「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東500mに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。

申請地の隣接地が譲渡人の住居地です。

譲受人と譲渡人は親子関係にあり、高齢である譲渡人の今後の介護や周辺所有地の維持管理のため申請地を選択したとのことです。ここで、一点説明を追加させていただきます。先程配った地籍図、黄色で一筆マークした一枚ものの紙をご覧くださいければと思います。今回ですね、申請地については、色が付いた2筆、5条-1という矢印が付いている筆が、今回の申請地にかかるところでございます。その横に黄色の枠がされた箇所があるんですけど、補足の中に記載がありますとおり、事務局で現地を見に行ったところ、車庫が建っているというのを確認いたしました。今回の申請地ではありませんが、現在無断転用の状態であったため、後日改めて転用申請を提出するよう指導はしているという状況です。ただ、ここで、お父様の方が意志決定が困難な状態ということですので、遠方に住む息子さん来月以降で必ず申請するという話を聞いている状況でした。説明は以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 この件につきましては、先程事務局の方からいただいた資料の、黄色の三角の部分が、実際がですね、車庫が建ってます。推進委員の考えとしましては、同時にこの農業委員会の審議会をするべきではないかと考えております。そうしないと、無許可で車庫を造っているところを残してしまいます。そ

のようなことから、審議を車庫が建っている土地の申請が出た時点ですね、同時に行うべきではないかと、推進委員としてはそういうふうに思います。

南委員 はい、今ありましたように、まあ要するに無断転用ということであの、そういう転用しなければいけないという意識が所有者になかったということでもあります。今回息子さんが家を造るということで、手続きされましたので同時進行をして、農地法の問題を解消させて、やるべきではないかと思います。そういう意味で今回は保留ということで、追認申請書類が出てからまた来月以降で審議するべきだと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

今井委員 お尋ねするんですが、これ親子関係っておっしゃったと思うんですが、親子関係の場合は相続したら、どうなるんですか。これ。申請するんですか。

事務局 親子関係でも、生前に転用する目的で譲り渡す場合には、5条申請をしていただきます。

今井委員 生前相続っていうのがありますよね。

事務局 はい。3条で多いのですが、生前贈与で農地は農地のまもらう場合は生前贈与で3条で申請いただきます。で、こういった総会にかけなくてもいいのは、お亡くなりになった後の相続であれば届出でいいというようになっています。

今井委員 届出は全部出ますか。

事務局 全部かと言われたら、おそらく全部ではないと思います。

議長 あの、県の農業会議もですね、私が言っているんですが、こういう無断転用はたくさんあります。要するに農地法を知らない所有者がたくさんいるので、こういう状況になっているのだと思います。で、自分の土地なので勝手に車庫造ってもいいだろうということで、みなさん判断されてる、でこういう正式な手続きが出たときに判明して、あの無断転用ですから、改善して下さいっ

ていうようなのが大部分です。したがって、今言われるように、相続に関して後々申請なくてもいいって、おそらく申請しない方が多いと思いますが、後々そういう手続きをしなければいけない時に、また判明して、修正するというのが現実です。したがって、この農地法のやり方を少し変える方が国の方もいいとは思いますが、ちょっとこの場ではそこまでの審議が出来ませんので、現実はそのことがよくあるとのことで、ご理解いただければと思います。まあ本人は悪いと思ってやってないことが大部分なんですけど、そういうことでご理解下さい。よろしいでしょうか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。先程、担当委員より説明がありました通り一旦保留して、無断転用の追認申請がされた申請内容をみて審議するか、今回許可を出すか採決を取ります。一旦保留して、無断転用の追認申請がされた申請内容をみて審議することに賛成の方举手願います。(举手全員) 举手全員です。したがって、議案第2号1番は今回は採決を行いません、保留させていただきます。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南3.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

現在、田布施町の太陽光発電設備のガイドラインに基づく地元との事前協議結果報告書が未提出の状況です。

この報告書ですが、以前より、申請書に必要書類として添付を原則としており、総会時まで未提出の場合は、保留案件として扱っております。

先日、申請者より地元自治会長との日程調整に時間がかかり総会までに間に合わないため、議案を保留したい旨の報告がありました。

つきましては、従来通り来月以降に保留し、報告書が提出され次第、再度、

総会にかける予定です。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、書類が整っておりません。必要書類の不足ということですので、今回は採決を行いません、保留させていただきます。

次に議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東400mに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で貸資材置き場です。不動産業を営む譲受人の関連会社へ貸与するとのことです。今回のケースでは、譲受人が利用するのではなく、貸与を目的とした転用のため、事業主体が具体的に決まっている必要があります。この点に関してですが、事業主体となる会社の定款及び全部事項証明書の提出は確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は●のすぐ下で、今年の2月の総会にて宅地分譲で申請があった場所の隣接地で、別に問題はないと思います。

南委員 はい、私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和4年第8回田布施町農業委員会総会を閉会します。